

新旧対照表

(下線部は変更部分)

むかわ町アイヌ施策推進地域計画
令和元年12月6日認定

変更後				変更前			
1～2 (略)				1～2 (略)			
3				3			
(1)～(2) (略)				(1)～(2) (略)			
(3)数値目標				(3)数値目標			
事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業		地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業	事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業		地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
KPI	アイヌに関する文化公演観客数	アイヌラッピングバス利用者数	イモッペ生活館(仮称)利用者数	KPI	アイヌに関する文化公演観客数	アイヌラッピングバス利用者数	イモッペ生活館(仮称)利用者数
令和元年度(基準年度)	—	—	—	令和元年度(基準年度)	—	—	—
令和2年度	—	—	—	令和2年度	<u>350人/年間</u>	—	—
令和3年度(中間目標)	<u>350人/年間</u>	<u>6,000人/年間</u>	1,000人/年間	令和3年度(中間目標)	—	<u>12,000人/年間</u>	1,000人/年間
令和4年度	—	<u>18,000人/年間</u>	1,500人/年間	令和4年度	—	<u>12,500人/年間</u>	1,500人/年間
令和5年度(最終目標)	—	<u>24,000人/年間</u>	2,056人/年間	令和5年度(最終目標)	—	<u>13,000人/年間</u>	2,056人/年間

むかわ町アイヌ施策推進地域計画

令和元年12月6日認定

変更後	変更前
<p>4～5 (略)</p> <p>6</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容: 4-3と同じ 事業期間: 令和<u>3</u>年度～令和5年度(事業スケジュールを添付) 事業費: <u>39,691</u>千円</p> <p>(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容: 4-4と同じ 事業期間: 令和元年度～令和2年度(事業スケジュールを添付) 事業費: <u>257,004</u>千円</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p> <p>6</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容: 4-3と同じ 事業期間: 令和<u>2</u>年度～令和5年度(事業スケジュールを添付) 事業費: <u>68,720</u>千円</p> <p>(3) コミュニティ活動支援事業 事業内容: 4-4と同じ 事業期間: 令和元年度～令和2年度(事業スケジュールを添付) 事業費: <u>285,686</u>千円</p> <p>7～10 (略)</p>

むかわ町アイヌ施策推進地域計画
令和元年12月6日認定

変更後						変更前					
別紙 事業スケジュール (文化振興事業、 <u>地域・産業振興事業</u> 、 <u>コミュニティ活動支援事業</u>)スケジュール						別紙 事業スケジュール (文化振興事業、 <u>地域・産業振興事業</u> 、 <u>コミュニティ活動支援事業</u>)スケジュール					
1 地域・産業振興事業(アイヌに関する文化公演事業)						1 地域・産業振興事業(アイヌに関する文化公演事業)					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内容			<u>・アイヌ文化 公演の実施 (2公演)</u>			内容		<u>・アイヌ文化 公演の実施 (2公演)</u>			
2～3 (略)						2～3 (略)					

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
むかわ町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道むかわ町

- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

- (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

むかわ町においては、「井目戸＝イモッペ（魚を釣る餌）現在の地名；宮戸（みやと）」、「鱒＝チン（熊皮を乾す処）現在の地名；汐見（しおみ）」などアイヌ語由来の地名が多く残されているとともに、安政4年（1857年）箱館奉行堀織部正に従属して一帯調査した玉虫左太夫の「入北記」において、鵜川筋にコタンが下ムカワ（鵜川地区）10コタン52戸275人、上ムカワ（穂別地区）に11コタン81戸440人のアイヌの人々が生活を営んでいた記録と、安政5年（1858年）北海道の名付け親であり、むかわ町に三度訪れた松浦武四郎の「戊午東西蝦夷山川地理取調日誌」には、現在の一級河川「鵜川」とその支流・山系・コタンの人々の暮らし・踏査の日時などが記述され、歴史的にアイヌ文化やアイヌの方々との関わりが深い地域である。

むかわ町のアイヌ協会は、昭和49年4月に設立した社団法人北海道アイヌ協会鵜川支部と昭和51年1月設立の穂別支部が、平成19年4月に合併し、むかわ支部となる。平成26年4月に公益法人化移行によりむかわアイヌ協会へと名称を変更。アイヌ協会は、これまでアイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、事務局が所在するム・ペツ館を拠点としてアイヌの民族の伝統的儀礼を開催するなど、アイヌ文化等の発信を行ってきた。

アイヌ文化伝承では、鵜川アイヌ文化伝承保存会を昭和55年に設立、昭和61年から継続してきたカムイノミが、平成6年に国の重要無形民俗文化保存団体に指定、現在もアイヌ古式舞踊を町内外で披露し伝承と文化交流を拡げている。

また、ム・ペツ館の展示コーナーには、アイヌ関連資料の民具や毎年町民向けに行っているアイヌ文化教室（アイヌ文様刺繍講座など）で制作した多くの作品が展示されており、アイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実が図られており、町民の関心が一層高まりつつある。

しかしながら、むかわアイヌ協会の中心的な活動拠点施設である汐見生活館の老朽化が著しく、日常的な利用にも支障を来している状況で、地域の新設要望も多く、加えて、今後増加すると考えられる高齢化による免許返納から地域の人々の交通アクセスの確保が課題となっている。

近年、アイヌ関連団体会員の高齢化や経済的理由により文化伝承活動に専念す

ることができないなど、アイヌ文化等の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が必要なことから、町民にアイヌ民族の歴史や文化等に触れる機会を設けることにより、共生社会の実現が図れるものと考えている。

※アイヌ関連団体

- ・むかわアイヌ協会
(設立：昭和49年4月1日)
- ・鶴川アイヌ文化伝承保存会
(設立：昭和55年)

※アイヌ文化等関連施設

- ・中央生活館（1施設）
穂別中央生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別和泉76番地1
現況：平成12年建築。穂別地区の住民を対象としたアイヌ文化教室の開催等、地域住民の交流の場となっている。アイヌ関連の資料・民具の展示。
- ・地区生活館（10施設）
 - ① 萌別生活館 所在：勇払郡むかわ町春日165番地5
現況：昭和53年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ② 春日生活館 所在：勇払郡むかわ町春日190番地2
現況：平成17年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ③ 汐見生活館 所在：勇払郡むかわ町汐見416番地2
現況：昭和56年建築。鶴川地区の住民を対象としたアイヌ文化教室の開催等、地域住民の交流の場となっている。
 - ④ 旭岡生活館 所在：勇払郡むかわ町旭岡58番地3
現況：昭和47年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ⑤ 栄生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別栄71番地7
現況：昭和45年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ⑥ 仁和下生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別仁和199番地4
現況：昭和48年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ⑦ 和泉上生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別和泉226番地16
現況：昭和52年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ⑧ 豊田生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別豊田294番地13
現況：昭和40年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ⑨ 稲里生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別稲里243番地2
現況：昭和44年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ⑩ 安住生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別安住72番地2
現況：昭和42年建築。地域住民の交流の場となっている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、地域内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業		地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
	アイヌに関する文化公演観客数	アイヌラッピングバス利用者数	
K P I			イモッペ生活館（仮称）利用者数
令和元年度 (基準年度)	—	—	—
令和2年度	—	—	—
令和3年度 (中間目標)	350人／年間	6,000人／年間	1,000人／年間
令和4年度	—	18,000人／年間	1,500人／年間
令和5年度 (最終目標)	—	24,000人／年間	2,056人／年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■ アイヌに関する文化公演事業

アイヌの人々が誇りを持って生活することやアイヌの人々が尊重される社会の実現を目指すため、町民に文化公演を通してアイヌの人々の歴史と文化に触れる機会を設ける。

■ アイヌラッピングバス事業

町内の地域住民交流の場である生活館を拠点にアイヌの人々の利便性を確保及び継続するために老朽化したバスを更新し、バス運行事業を実施する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■ イモッペ生活館（仮称）整備事業

平成30年北海道胆振東部地震で被災した地域集会施設とむかわアイヌ協会及び鶴川アイヌ文化伝承保存会の活動拠点施設、アイヌ文化講座等に使用してきた生活館を老朽化等に伴い集約化し、アイヌ協会の方々と地域住民がコミュニティ活動を通して地域共生社会の実現を図る生活館として整備を行う。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和3年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：39,691千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和元年度～令和2年度（事業スケジュールを添付）

事業費：257,004千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-3に記載する事業は、アイヌに関する文化公演事業や、アイヌラッピングバス運営事業を実施することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、アイヌ高齢者等のコミュニティ活動の支援や、その活動する環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものである。

また、地域住民の交流の場を整備することにより、更なる共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、アイヌラッピングバス事業を除き、むかわ町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

また、アイヌラッピングバス事業は、本町が定める入札参加資格を満たしかつ他の事業実績を有する事業者への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、本事業の担当及び関係部署である、むかわ町健康福祉課、総務企画課、町民生活課、穂別総合支所地域振興課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、本事業の担当及び関係部署である、むかわ町健康福祉課、総務企画課、町民生活課、穂別総合支所地域振興課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■ 地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々（むかわアイヌ協会及び鶴川アイヌ文化伝承保存会）と事業に関わる自治会から意見を聞いたところ、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIであるアイヌに関する文化公演の観客数、アイヌラッピングバス利用者数、生活館利用者数等について、実績値を公表する。

また、（仮称）むかわ町アイヌ政策懇談会（構成員；むかわ町、むかわアイヌ協会、鶴川アイヌ文化伝承保存会、その他事業に関わる地域住民組織等）により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度6月に（仮称）むかわ町アイヌ政策懇談会による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、むかわ町公式ホームページ内にて公表。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし